



鳥取短期大学 幼児教育保育学科 教授
鳥取県社会福祉協議会 福祉教育研究委員会委員長
文部科学省 障害者の生涯学習推進アドバイザー

國本 真吾

鳥取から発信する「福祉教育・学習 × 障害者の生涯学習」

鳥取県での「福祉教育・学習」は、「ふくしの心」を育む活動に力点を置いてきました。「福祉教育・学習」と聞くと、社会福祉の制度やその制度の対象となっている高齢者・障害者・児童・女性などを理解する学習だと思われがちです。確かに、それも学習の一つとして存在しますが、学習でねらってきただけでは「理解」で留まるのではなく、「実践」へというところです。

これまで、鳥取県社会福祉協議会が行ってきた「福祉の教育研究協力校」（福祉教育推進校）事業は、小・中・高校を指定して取り組んできましたが、特別支援学校（盲・聾・養護学校）は指定校の交流の相手ということがほとんどでした。各都道府県が行う福祉教育・学習もまた、特別支援学校や障害のある子ども・おとなは、交流の相手として位置づけ、障害のある人々は理解される対象に留められてきたと言えます。はたして、福祉教育・学習は障害がないとされる人々のものなのでしょうか？

2018 年度に鳥取県社会福祉協議会が実施した「福祉に関する意識・実態調査」では、特別支援学校高等部生徒の本人や保護者が、福祉に対するイメージが対象限定的である傾向があることを示しました。制度としての社会福祉は、確かに対象が明確に設定はされています。しかし、日本国憲法第 25 条の生存権規定を持ち出せば、「すべての国民」が対象として福祉は考えられるべきところのはずです。福祉に対する豊かなイメージを作りあげるためにには、交流の相手とされてきた障害のある人自身の福祉観を高めるための、福祉に関する学びの機会、すなわち障害のある人自身の福祉教育・学習が必要ではないかと考えるに至りました。

時を同じくして、文部科学省が障害者の生涯学習支援に着手し始めました。2019 年にまとめられた有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—」では、社会福祉協議会や福祉教育・学習に関しての言及が盛り込まれます。しかし、それは障害者の生涯学習を拡げていくための環境整備の視点で、「地域における障害に関する理解促進を図る」意味から述べられているに過ぎません。「障害のある人の生涯学習を拡げるために、地域は理解しましょう」という感じにも受け止められますが、実はここに「福祉教育・学習」と「障害者の生涯学習」を結び付ける新たな視点があるのでないかと考えました。

つまり、生涯学習の中身の一つに、障害のある人に向けられた福祉教育・学習があってもよいのではないかということです。鳥取県は、2009 年より「あいサポート運動」を開始しました。鳥取県発の試みです。そのなかでは、様々な種別の障害を知り、障害のある人が日常生活で困っ

ていることを理解します。そして、必要な配慮や手助けができるところから実践していこうという運動として、学校や職域で「あいサポーター研修」が展開されています。この研修を、企業によっては人権学習と位置付けるかもしれません。また、学校では道徳や総合的な学習の時間の一環で扱うかもしれません。研修の位置づけがどのような形であったとしても、障害のある人自身が「あいサポーター研修」を受講すること自体を想定しているかと言えば、さてどうでしょう。

障害のある人が障害のある人を知る学びは、実は教育の世界でも意識としては弱かったと言えます。学ばなくともお互い知っているのではないか?と思われるかもしれません、そういうものでもないのです。学校教育の場である特別支援学校は障害種別で設置されるため、複数の障害種を対象とした学校でない限りは、同じ障害種の子どもで構成される前提になっています。ということは、学校を卒業した後の行き場で、自分とは異なる障害のある人と接するということになります。

実際に起こった事例です。知的障害のあるAさんが、働くことを目的とした事業所に通う中で、他の利用者とのトラブルが生じました。トラブルの相手は、精神障害を抱えるBさんです。同じ利用者同士ではありますが、Bさんは体調不良により時折欠勤が続いていました。一方でAさんは、仕事を一生懸命こなそうと毎日出勤していました。ある日、Aさんは「Bさんは怠けている」と怒り出し、不安定ながら出勤してきたBさんとの間で揉めてしまいました。精神障害を抱えるBさんにとっては、心の調子がよい時とそうでない時があります。調子が悪いと感じて仕事を休むことは、Bさんにとっては大切な判断なのですが、Aさんにはそれが理解できなかったのです。「障害のある人同士、AさんはBさんを対等に見ているのでは?」という意見もありそうですが、AさんにとってはBさんが抱えるものを知らなかつたため、トラブルになってしまったということです。

この様な事例でも言える通り、障害を理解することは、障害のある人自身にも必要なことだと言えます。「交流の相手」「理解される相手」として障害のある人を位置づけてしまうこと自体が、福祉観や障害観を旧来のままに留めてしまい、昨今だと「共生社会」の相手として閉じ込めてしまうのではないかと私は思います。そうではなく、障害のある人自身も福祉教育・学習の主体者として位置づくものでなければ、「ふくしの心」はお互いに育まれていかないでしょう。「あいサポート運動」のなかで、サポーターの普及に取り組んでいる企業・団体は「あいサポート企業」の認定を受けています。そのなかには、福祉事業を営んでいる法人や企業も存在しますが、事業対象への理解の目的を超えて、利用者とともに研修を実施しているケースはどれほどあるでしょうか? 利用者とともに、障害を知り、学ぶことがあれば、双方にとっての生涯学習の機会にもなるでしょう。

以上のこと整理すると、鳥取県の福祉教育・学習から、障害のある人が学習者として位置づく実践が必要なことが明らかになりました。そして、学校教育だけでなく生涯学習としてもその機会が必要であることを考えると、鳥取県発の「あいサポート運動」は、障害のある人とともに学ぶ機会の在り方も考えていくように思われます。鳥取県では、障害のある人の文化芸術活動も盛んです。文化芸術活動のなかにある学びや、それらを通じて理解を深めていく視点などを通じて、福祉観や生涯学習への捉え方を豊かにしていくと、見える世界も大きく変わっていくのではないでしょうか。福祉教育・学習が障害者の生涯学習と結びつくことで、これまで双方が抱えていた限界を超えていく発想が、鳥取県から発信していきたい新たな福祉教育・学習です。

リレーコラム No. 17(令和7年度)

注)本文では「障害」と表記していますが、「害」の字表記をめぐっては様々な考え方があります。ICFの視点に基づけば、障害は社会が生み出す障壁であり、それを生み出している社会からの「被害者」という意味で、あえて漢字表記としています。